

大阪市市税条例施行規則の一部改正の概要

○第6条第1項（軽自動車税の種別割の減免措置）

減免措置の適用期間を3年延長することにしました。

○この改正は、令和7年4月1日から施行することにしました。

○この規則による改正後の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によることにしました。